第3章

カンボジアの女性障害者-立法と政策-

四本健二

要約:

カンボジア政府は、国際法上は、国際人権文書に積極的に加入し、女子差別撤廃条約と障害者の権利条約の締約国になっている。また、国内法においても「DV 防止法」、「人身取引等取締法」、「障害者の権利法」を制定し、女性の人権と障害者の人権双方の国内的保障に努めている。しかしながら、女性障害者という視点は、立法上も政策上もほとんど看取されず、ある調査によれば、女性への暴力を認容する文化的背景とも相まって、女性障害者が暴力や人権侵害の犠牲者となるリスクは、女性非障害者と比較してとりわけ農村部において高いことが明らかとなっている。

キーワード:

カンボジア 障害者 女性 人権 障害者政策 障害者立法

はじめに

本中間報告冒頭の総論において小林がすでに示しているとおり、「開発途上国の女性障害者」研究会は、第1に、開発途上国における女性障害者の現状を提示し、第2に、女性障害者の権利確立のための法制度、政策などを分析し、第3に、それらの結果として、開発途上国における女性障害者の課題を考察することを目的とする。この目的の下で筆者に与えられた課題は、上記の目的に即してカンボジアにおける女性障害者をめぐる立法と政策について考察し、その課題を明らかにすることである。

これまでのところ、ジェトロ・アジア経済研究所では「開発途上国の障害者と法」研究会(2008年度~2009年度)、「開発途上国の障害者雇用」研究会(2010年度~2011年度)、「開発途上国の障害者教育」研究会(2012年度~2013年度)を組織し、それらの研究成果を発表してきた(小林 2010)、(小林 2012)、(小林 2015)。本研究は、それらの系譜に属し、上記の課題に取り組むものである。なお、これまでの研究の課題が、雇用や教育といった障害者の社会生活にかかわるセクター別の研究であったのに対して、本研究は、女性障害者の権利に焦点を当てつつ、女性障害者固有の課題を多面的に考察することを意図している点で特徴的である。

上記の課題に取り組むために、本稿ではカンボジアにおける障害者をめぐる法的枠組み (第 1 節)、カンボジアにおける女性をめぐる法的・政策的枠組み (第 2 節)をそれぞれ概観したのち、カンボジア政府のこれまでの「社会経済開発 5 か年計画」 はよび「戦略的国家開発計画」 2 (2014~2018)において障害者と女性の権利をめぐる課題がどのように位置付けられているかを検討し、また「戦略的国家障害計画」 3 (2014~2018)において女性障害者がどのように位置付けられているかを検討する (第 3 節)。その上で、モナシュ大学が、オーストラリア国際開発庁の資金協力を得てカンボジアで行った、女性障害者に対する障害者であること、および女性であることにもとづく人権侵害の調査に即してカンボジアにおいて女性障害者が直面する課題の一端を明らかにする (第 4 節)。

筆者は、「カンボジアにおける障害者の法的権利の確立」において、カンボジアにおける障害者の定義および統計、障害者をめぐる行政的な施策の枠組み、障害者の権利条約などの国際人権文書の枠組みへの参加の動向ならびにそれらを踏まえた国内法の整備動向を明らかにした(四本 2010)。この論文では、カンボジアにおける障害者の権利法の制定を出発点として、障害者政策がどのように展開されるかが今後の課題であると指摘した。しかし、その当時は、女性障害者が固有に直面する問題や課題にまで視野を拡げることはできなかった。しかしながら、当時すでに女子差別撤廃条約と障害者の権利条約の双方に目配りすることの必要性、という視点をもった NGO は存在したし(Silva de Alwis 2010)、近年の海外における研究動向として、前述のモナシュ大学の社会学者による調査によって、まさにカンボジアにおける女性障害者に対する権利侵害についての研究が発表されている(Astbury and Walji 2013)。

第1節 カンボジアにおける障害者をめぐる法的枠組み

1. 国際文書への署名・批准の動向

カンボジアは、紛争当事者と関係諸国による「カンボジア紛争の包括的政治的解決に関する協定」(以下、パリ和平協定、1991年)の締結、国連による暫定統治(1991年~1992年)

とその下での制憲議会選挙,カンボジア王国(1993年)憲法の制定という一連の過程を経て,新国家を樹立した4。この和平プロセスにおいて国連をはじめとする国際社会の支援を受けたカンボジアは、その後も国連をはじめとする国際機関や欧米の支援国による国際人権文書への署名,批准の働きかけを受け、ほぼすべての国際人権文書の締約国となっている5。

障害者の権利についてもカンボジア政府は、障害者の権利宣言(1997年署名)、障害者世界行動計画(1982年署名)、国連障害者の機会均等準則(1993年署名)、ESCAP・アジア太平洋障害者の10年(1992年~2003年、2003年~2012年)(1994年署名)の締約国となっている。また、障害者の権利条約及びその選択議定書には2007年10月に署名し、2012年8月に同条約を批准し、2013年1月19日もってカンボジアに対する効力を発生した。

最近では、カンボジア政府は、ESCAP・アジア太平洋障害者の10年を総括し、第 3次 ESCAP・アジア太平洋障害者の10年(2013年 \sim 2022年)を宣言したインチョン(仁川)会合に参加し、"Make the Rights Real"(「権利を現実のものに」)を合い言葉に、障害者の権利の実現を目指して10目的(goals)、27目標(targets)、62指標(indicators)を設定した「インチョン戦略」の採択にも加わっている67。

しかしながらカンボジア政府は、外交的には国際人権文書への署名、批准を積極的にすすめているものの、それらによって課された条約上の義務を履行するにあたっては、資金と専門的人材の不足から国際協力に頼らざるを得ないという状況にある。したがって、障害者の権利条約の履行もその例外ではなく、履行の進捗状況を注視する必要がある。

2. 国内法制の立法動向

カンボジアにおける「障害者の権利の保障及びに関する法律」(以下、障害者の権利法)は、1996年に起草作業が開始され、同法案は、大臣会議による修正を経て、2009年5月29日に国民議会、同年6月16日に上院において採択されたのち、7月3日に国王が公布し、憲法の規定に基づいて2週間後に施行された8。

障害者の権利法は、前文及び14章60か条からなり、その目的は「カンボジアにおける障害者の権利の保障と促進」(法第1条)であると明記した上で、それに続く第2条においてさらに前条の内容を障害者の権利と自由の保障、障害者の利益の保護、障害者に対する差別の予防・軽減・撲滅、身体的・精神的な専門的リハビリテーションを通じた障害者の完全且つ平等な社会参加を確保(法第2条)することであると規定する%。

この立法目的を達成するために政府は、社会福祉・退役軍人・青少年更正大臣を議長として関係省庁、障害当事者団体、雇用者団体ほか民間の代表からなる障害者活動評議会を設置して障害者政策の総合調整に当たらせ(法第2章)、政府として障害者に配慮した政策の策定(法第3章)、治療と医療リハビリテーションの提供(法第4章)、税制上の優遇措置(法第8章)、公共施設へのアクセス(法第5章)、インクルーシブな教育の推進(法第6章)、障害の有

無による雇用上の差別の禁止と民間企業及び国家機関に対する「一定の比率」の障害者の 雇用(法第7章)を推進することを定めた。

なお、障害者の権利法第4条は、障害者を「身体的、精神的機能の欠損、損失または形態障害の結果、日常生活又は行動に制約を有する者」と定義づけているが、障害の態様、程度の基準は、社会福祉・退役軍人・青少年更正省と保健省の、傷痍軍人についてはこれら両省と国防省の合同省令に定めるものとした。

以上のように、カンボジアの障害者の権利法は、障害者の権利について一応の保障を定めたが、労働法が障害者に関する規定をもたず、国家公務員通則法が障害者の公務就任権に著しい制約を加えているなど、体系的な障害者の権利保障には一層の法整備が必要である。

第2節 カンボジアにおける女性の権利をめぐる法的・政策的枠組み

1. 国内法制の立法動向

カンボジアは、国連による暫定統治期間中の1992年に女子差別撤廃条約に署名、加入している。また、その翌年に制定されたカンボジア王国(1993年)憲法は、第3章「クメール市民の権利及び義務」の総則的規定において、「カンボジア王国は、国際連合憲章、世界人権宣言、並びに人権、女性の権利及び子どもの権利に関する条約及び協定が定める人権を承認し、尊重する」(憲法第31条)ことを宣言し、これに続いて性別を問わない職業選択の自由と同一労働・同一賃金の原則、女性による家事労働の価値、女性労働者の団結権(憲法第36条)、女性差別の禁止、女性の労働搾取の禁止、婚姻と家族における平等(憲法第45条)、「人身取引、売春、女性の尊厳を傷つける猥褻行為による搾取」の禁止、妊娠を理由とする解雇の禁止、出産前休暇の権利(憲法第46条)を定めるなど女性の権利に関して豊富な人権カタログを提示している。

これまでのところ,カンボジアにおいて女性の権利保障のために制定された主要な法律は,2005年に公布・施行された「ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護に関する法律」(以下,DV 防止法)および2007年に公布・施行された「人身取引及び性的搾取の取締に関する法律」(以下,人身取引等取締法)である。

前者は、2001年から女性省が国連開発計画の支援を受けて起草作業に着手し、2005年に議会で草案が採択したのち公布・施行されたが、これを後押ししたのは国連ミレニアム開発目標であった。カンボジア政府は、2003年に策定した「カンボジア・ミレニアム開発目標」にDV対策を盛り込み、法整備にも着手した。DV防止法は、8章37か条からなり、配偶者、被扶養の子、被扶養で同居する者への暴力、精神的苦痛を与える行為、性的虐待を禁止する(法第2~6条)。また、DVの防止または被害者の保護、行政機関による事前の

介入(法第99条)を定め、防止措置としてDVの禁止命令、共有財産の処分禁止命令、被害者宅等への接近禁止命令を定めた(法第14条)¹⁰。

後者は、1999年から司法省がユニセフの支援を受けて起草作業に着手し、2007年に議会で草案が採択され、公布・施行された。人身取引等取締法は、9章52か条からなり、「人を取引し、又は性的に搾取することを取締り、もって善良な民族の伝統の保持及び発展を図り、人権及び人としての尊厳を保障し、国民の健康及び福祉を増進すること」(法第1条)を目的とし、その未遂、幇助、教唆を処罰対象(法第4条)とし、人身取引を「便宜又は財産上の対償を授受する目的で、不法に人を取引し、又は他人に引渡し、若しくはこれを収受すること」(法第11条)と定義づけて禁固刑を科す(法第14~16条)。また、「売春」(法第3章)、「未成年者の売買春」(法第4章)、「猥褻」(法第5章)をおき、犯罪組成物、犯罪供用物、犯罪生成物の没収および営業禁止規定(法第49条)をおくことで人身取引から派生する売春の強要、「子どもポルノ」の処罰を可能にした11。

2. 女性政策の枠組み

カンボジア政府の大臣会議官房国家女性局を改編して 1996 年に設置された女性省は、2001 年に設置され、各省次官級からなるカンボジア国家女性評議会と協力して 1999 年から「第 1 次 5 か年戦略計画(Neary Rattanak I)」を開始した。また、2003 年の国民議会総選挙に勝利したフン・セン首相が、2004 年から諸制度の改革を通じた「グッド・ガバナンス」を核として、インフラストラクチャーの復興と建設、農業分野の向上、能力開発と人材育成、民間部門の開発と雇用創出の 4 分野に重点を置く開発の枠組みとして「成長、雇用、平等および効率性のための四辺形戦略」12の開始を宣言すると、上記の重点 4 分野と政府が掲げる主要な改革(地方分権、行政改革、財政改革、司法改革、土地改革)を盛り込んだ「第 2 次 5 か年戦略計画(Neary Rattanak III)」を 2003 年から 2008 年にかけて実施し、さらに、2009 年からは同様に「第 3 次 5 か年戦略計画(Neary Rattanak III)」に着手し、現在は「第 4 次 5 か年戦略計画(Neary Rattanak IV)」の 2 年目に当たる(MoWA2009,1)。しかしながら、これらの「5 か年戦略計画」では、とくに女性障害者に焦点を当てた計画は看取されない(MoWA2014、1)。

第3節 カンボジアにおける障害者の権利をめぐる政策的枠組み

1. 「社会経済開発 5 か年計画」から「戦略的国家開発計画」へ

カンボジアは、新国家樹立直後の1994年から復興/開発計画の策定し、「第1次社会経済開発5か年計画」(1996~2000)に着手した。この「計画」においては内戦終結後の社会

の再建と外資導入による経済基盤の確立が主要な目的とされた(RGC 2014, 1)。

これに続く「第2次社会経済開発5か年計画」(2001~2006)においては、経済成長と貧困削減に加えて国連ミレニアム・サミット(2000)が採択した「ミレニアム開発目標」達成に向けた取り組みが強調された(RGC 2014,1)

さらに、「第3次社会経済開発5か年計画」(2006~2010) においてカンボジア政府は、国民の団結と平和で民主的な国家の建設を謳ったが、これらは2008年に予定された国民議会総選挙に向けた政権公約の意味合いをもつものであったといえる。総選挙で圧勝したフン・セン政権は、さきの第3次5か年計画を改訂して「戦略的国家開発計画」(2009~2013) に着手した(RGC 2014,2)。

上記の2つの「5か年計画」において障害者をめぐる取り組みは、障害者問題のメイン・ストリーム化が謳われているものの、具体的には障害の予防とリハビリテーションの充実が盛り込まれているに過ぎない。また、ミレニアム開発目標において障害に直接言及した開発指標は盛り込まれていないが、カンボジア政府は障害者の雇用機会の創出と障害者年金の創設を検討することを盛り込んでいる(RGC 2014,193-194)。

2.「戦略的国家開発計画」における女性の位置付け:成果と課題

カンボジア政府は、「戦略的国家開発計画」(2014~2018)の第2章において2013年までの主要な実績と2014年以後の課題を整理している(RGC 2014,57)。その中で、現時点で残された課題のうち、女性の地位に関するものとして言及されているのは、さきに挙げた「四辺形戦略」の一角を占める民間部門の開発と雇用の創出における女性の地位をめぐってである。すなわち、第1に、カンボジアも締約国となっている「女子差別撤廃条約」の趣旨が国民の間に充分に周知されておらず、国内の法令の内容にも充分に反映されていないこと、第2に、女性公務員と民間企業の女性従業員の適正な採用、昇進、能力開発を保障する法令の整備が不充分であること、第3に、ジェンダーのメイン・ストリーム化が官公庁と民間企業の双方において充分に行われていないこと、第4に、男女の雇用と職業訓練の機会の均等についての法令や政策を普及するための予算が充分に確保されていないという点である(RGC 2014,61)。

この評価を前提として「戦略的国家開発計画」は、社会のセイフティ・ネットの創出分野における第1の優先的政策課題として、貧困層と社会的弱者層のための福祉の強化を挙げ、社会福祉・退役軍人・青少年更正省に設置された「ジェンダー・ワーキング・グループ」を中心に女性関連政策の内容を普及することとしている(RGC 2014,61)。

また,「四辺形戦略」の別の一角を占める能力開発と人材育成における女性の地位をめ ぐっては,男女の平等をあらゆる部門で推進してゆくことを掲げ,これを「戦略的国家開 発計画」の評価・モニタリング基準にも盛り込むこととした。これまでのところ,具体的 には女性の雇用の創出と収入向上を目指して国内 13 カ所に女性のための職業訓練所を開設した結果,農業,製造業の双方において雇用目標を達成したほか,女性経営者協会が 2012 年に設立されて以来,その会員数が 150 人に達し,経済界における女性の発言力が増したと評価する一方で,個人経営の小売業において給与が低いことを指摘する(RGC 2014,74)。 さらに,ミレニアム開発目標の達成に即しても,カンボジア政府は市場の需要に対応した女性の職業訓練の推進,中小企業による経済活動の奨励,農村部の女性の生活改善を通じて,公共,民間部門における女性の経済面でのエンパワーメントに貢献してきたという評価を下している(RGC 2014,74)。

その一方で、未だに政府による女性に対する職業訓練と民間部門における女性の雇用機会とのあいだの連携が充分ではなく、とりわけ、地方の女性のための職業訓練所と民間部門のあいだの協力関係が充分ではないという課題を指摘している(RGC 2014,74)。

3.「戦略的国家開発計画」における障害者の位置付け:成果と課題

障害者をめぐる政策は、「戦略的国家開発計画」の核をなす「四辺形戦略」のうち、民間部門の強化、中小企業支援、雇用創出とともに「民間部門の開発と雇用創出」に盛り込まれる社会保障の向上の一端に位置付けられている(RGC 2014,61)。

13項目にわたる社会保障の向上のための優先政策のなかで障害者に関するものは、障害者の権利法に基づいて設置された障害活動評議会を通じて、障害者の権利法の規定を実施し、障害者の権利条約の履行を促進する、というものである(RGC 2014,62)。

具体的には、障害者福祉の強化策として以下の8項目を挙げている。すなわち、第1に、障害者の権利法の実施によって障害者に対する差別をなくし、障害者が社会のあらゆる活動に参加することを可能にする。第2に、障害者の権利法に基づいて設置された障害者年金基金を運用して、障害者に対するサービスを提供する。第3に、他の基金とも併用して、とりわけ貧困層に属する障害者を支援する。第4に、コミュニティに根ざしたリハビリテーション(CBR)の提供や自助グループの結成、小規模小売業の起業を奨励するとともに、障害当事者団体の結成を奨励する。第5に、政府機関においては公務員総数の2%、民間部門においては就労者総数の1%を限度として、障害者に雇用の機会を提供する。第6に、身体障害および精神障害をもつ子どものために特別のサービスを提供する施設への支援を継続する。第7に、障害者による芸術、スポーツ活動を奨励するとともに、カンボジア手話と点字の開発に取り組む。第8に、「戦略的国家障害計画」を策定し、実施する、である(RGC 2014,62)。

以上のように、「戦略的国家開発計画」において障害者に関する言及は極めて限定的であり、その内容も人権の尊重や自由の保障といった観点からではなく、あくまでも政府による支援の対象として位置付けられている。

4.「戦略的国家障害計画」

カンボジア政府は、さきに挙げた障害者の権利法の制定(2009)、障害者の権利条約の署名・批准(2012)、アジア太平洋障害者の10年(2013-2022)への参加という障害者の権利保障に関する国際的、国内的対応を踏まえて、それらをより実体化するために、障害者の権利法にもとづいて2009年に障害活動評議会(Disability Action Council、DAC)を設置し、「戦略的国家障害計画」(2014-2018)を策定した(DAC 2014,16)。

この「戦略的国家障害計画」は、「障害者とその家族が、あらゆる局面で完全かつ平等に権利を保障され、尊厳を守られた社会において質の高い生活をおくること」を展望し、「持続可能な開発を達成するために、インクルーシブな社会の実現に向けて政府機関、民間部門、市民社会の参加を促進すること」を目的とする(DAC 2014,18)。具体的には、第1に、「包括的な福祉を含め、障害者とその家族が、尊厳をまもり自立した生活をおくることができるように生活水準を向上すること」および、第2に、「法の下の平等と司法へのアクセスを促進し、あらゆる形態の障害をもつ女性と子どもの平等を促進するとともに、緊急時には折檻、虐待、搾取と暴力から逃れる施策を提供する」ことを達成目標とする(DAC 2014,18)。そのために、第1に、「障害者に対する社会保障、教育、職業訓練、雇用と就業その他のサービスの提供」、第2に、「障害者の社会における政治的意思決定への参加の奨励」、第3に、「物理的な環境、公共交通機関と公共施設へのアクセス、知識、情報、コミュニケーションへのアクセスの改善」を行うこととした(DAC 2014,18)。

また、これらの施策をすすめてゆく上での「障害者の尊厳と私的自治、自らの選択の尊重」、「非差別」、「社会への完全かつ効率的な参加」、「人類の多様性としての障害の差異とその受容」、「衡平」、「アクセシビリティ」、「男女の平等」、「障害者の権利と自由の保障」など12項目を指導原則として掲げた(DAC 2014,19)。

ところで、「戦略的国家障害計画」は、現状分析としてカンボジアの強みを障害者の権利 条約を批准済みであること、障害者の権利法を制定済みであること、障害者に対する理解 が広がりつつあること、および強力な障害者団体と障害当事者の自助組織が存在すること を挙げる。その反面、弱点としては、障害者関連の法令が国民全体に周知されていないこ と、法令の実施と政策の実行が未だ限定的であること、人材と予算が不足していること、 国家の開発計画において障害者をメイン・ストリーム化する手続が不明瞭であること、障 害者に対する差別が未だにみられること、関係省庁と市民社会の間の協力が未だ限定的で あること、障害者関連の統計が未整備で最新のデータに更新されていないことを挙げてい る(DAC 2014,20-21)。

その上で、「戦略的国家障害計画」は、以下の 10 項目にわたる戦略目標を掲げる。すなわち、「生活水準を向上し自立を強化するための、障害者の雇用と適切な就業機会の確保を通じた貧困の削減」、「障害者に対する身体的・精神的リハビリテーションを含む良質の医

療サービスの提供」、「障害者に対する差別、虐待、暴力、搾取を撤廃するための司法機関による介入の強化」、「障害者の個人の自由、災害時の安全とリスク管理の強化」、「障害者に対する良質な教育と職業訓練機会の確保」、「障害者の意見表明、情報へのアクセス、政治参加の推進」、「文化的、宗教的およびスポーツ、レクリエーションその他の社会的活動への参加の確保」、「物理的な環境、公共交通機関と公共施設へのアクセス、知識、情報、コミュニケーションへのアクセスの改善と強化」、「女性障害者と障害児のジェンダー平等の確保とエンパワーメント」、「国際的、地域間的、地域的、国内的、国内地域的な協力の拡大と強化」である(DAC 2014.24-40)。

5.「戦略的国家障害計画」と女性障害者

さきに挙げた 10 項目にわたる戦略目標のうち、本稿の課題に直接かかわるものは、9 番目の戦略課題である「女性障害者と障害児のジェンダー平等の確保とエンパワーメント」である(DAC 2014,36)。

この戦略課題は、以下のようにさらに8項目の戦略に細分化されている。このなかで女性障害者に関連するのは、以下の5項目である。すなわち、第1に、女性と子どもに関する政策の効果的な実施を通じて、女性障害者(と障害児)があらゆる人権および基本的自由の完全な享有を確保するための施策を実施すること、第2に、政府の政策と戦略を介して人権の享有と行使を促進する目的で、政府の意思決定に女性障害者の意見を反映し、女性のエンパワーメントを確保すること、第3に、女性が国家経済と社会の根幹であることから、とりわけ女性障害者が、政府の四辺形戦略の実施を通じて変容し、女性をめぐる状況を改善すること、第4に、女性障害者と若年女性障害者が、非女性障害者と若年非女性障害者との区別なくリプロダクエィブ保健サービスを享受できることを確保すること、第5に、女性の権利の伸張を通じて、女性障害者が女性の非障害者と同等の価値を有することに鑑みて、平等な就労機会と報酬を確保することである。

また、戦略課題は、これらの項目を実行するための主管官庁として女性問題を担当する女性省を筆頭に、社会福祉行政を所管する社会福祉・退役軍人・青少年更正省、地方行政にかかわる内務省と農村開発省、労働問題を所管する労働・職業訓練省、産業振興を担う商業省、保健省、教育文化行政に携わる教育・青年・スポーツ省、文化省、宗教省を関係省庁と位置付け、それらに加えて全国的な女性団体であるカンボジア全国女性評議会と民間の障害当事者団体にも協力を求めている(DAC 2014,36-37)。

第4節 カンボジアにおける女性障害者

これまで主にドメスティック・バイオレンスの研究をしてきたモナシュ大学(オーストラ

リア)の社会学者ジル・アストブリー(Jill Astbury)と女性問題の研究者ファレーン・ワルジ (Fareen Walji)は、オーストラリア国際開発庁(AusAID)の資金協力を受けた調査の結果を「3重の危険:カンボジアの女性障害者が経験するジェンダーに基づいた暴力と人権侵害」 (Triple Jeopardy: Gender-based violence and human rights violence experienced by women with disability in Cambodia)として 2013 年に発表した。この調査は、カンボジアの都市部 2 か所と農村部 3 か所において、女性障害者 177 名と女性非障害者 177 名の計 354 名を対象とした聞き取り調査として実施され、そのうち暴力や人権侵害を経験したと申告した 30 名には、さらに詳細なインタビューを実施した。調査協力者のもつ障害には視覚障害(10.6%)、聴覚障害(3.4%)、歩行困難(23.3%)、記憶障害 (15.4%)その他生活上の困難(7.1%)、意思疎通の困難(7.1%)が含まれている (Astbury&Walji 2013,18)。

調査の結果,明らかになったことは,女性のうちで障害者と非障害者を比較した場合に,配偶者から暴力を受ける割合については著しい差は見いだせなかった。しかしながら筆者らは,そもそも女性障害者が結婚している割合が女性非障害者の半分程度であることも勘案する必要があると指摘する(Astbury&Walji 2013,19)。また,既婚女性のうち,女性障害者が夫から行動を制約されている割合は 4.2 倍に上り,女性障害者が医療サービスを受けるのに事前に夫の許可を要する割合は,女性非障害者の 2.5 倍に上る。また,女性障害者と女性非障害者が夫から受ける暴力の種類別の割合では,無視されるなどの精神的暴力(48.9%/41.8%),身体的暴力(26.6%/23.4%),性的暴力(24.4%/16.8%)のいずれにおいても,女性障害者が被害を受ける割合が高い(Astbury&Walji 2013,20)。

特筆すべきは、夫以外の家族から受ける行動の制約と暴力である。家族に常に居場所を知らせるように求められる女性の割合は、女性障害者において48%であるのに対して女性非障害者においては37.5%であり、医療サービスを受けるのに事前に夫の許可を要する割合は、女性非障害者においては48.6%であるのに対して、女性非障害者においては34.7%である(Astbury&Walji 2013,22)。家族から受ける暴力について障害の有無による差違は著しく、身体的暴力(25.4%/11.4%)、精神的暴力(52.5%/35.2%)、性的暴力(5.7%/1.1%)のいずれにおいても女性障害者の割合は高い(Astbury&Walji 2013,22-24)。これら被害女性のうち女性障害者の8%は、夫からの暴力について誰にも打ち明けることができず、夫以外の家族による暴力についても55%が、誰にも打ち明けることができないでいる。一方で、女性障害者において夫による暴力の相談相手としては両親が68%、夫以外の家族による暴力の相談相手としても両親が55%ともっとも高く、兄弟姉妹がそれぞれ44%、20%とそれに次ぐ(Astbury&Walji 2013,25-26)。しかしながら他方で、夫以外の家族による暴力の加害者としても、両親が31.3%、男性の家族が27.1%を占め、女性の家族は、6.3%に過ぎない(Astbury&Walji 2013,25)。

こうした調査結果を受けて筆者らは、カンボジアにおいては女性障害者が夫以外の家族

から受ける精神的、身体的、性的暴力の被害は、極めて深刻であって、とりわけ都市部に おいて家庭は、女性障害者にとってリスクの高い環境であると結論付ける。そのうえで、 女性に対する暴力を容認する文化的背景や暴力を受けたことを申告することに対するため らいから、実際の夫やそれ以外の家族による暴力の被害はもっと深刻なのではないかと推 察する(Astbury&Walji 2013,29)。

そのうえで筆者らは、支援国の援助機関に女性の権利と障害者の権利の双方の視点をもった援助政策の立案と案件の形成をすすめるように提言する。また、カンボジア政府に対しても、女性障害者に対する家族の態度変容を促すように女性に対する暴力対策に障害者の視点を盛り込むとともに、女性障害者が暴力の被害を打ち明け相談する相手が身近な人々であることから、コミュニティにおいて被害女性の訴えにどのように対応するかを含めた障害者に対する反暴力教育が必要であると主張する(Astbury&Walji 2013,30-32)。

おわりに

本稿の冒頭で述べたとおり、筆者に与えられた課題は、上記の目的に即してカンボジア における女性障害者をめぐる立法と政策について考察し、その課題を明らかにすることで ある。

カンボジア政府は、第1に、外交的には女子差別撤廃条約や障害者の権利条約を含む国際人権文書への署名、批准を積極的にすすめている。しかしながら、それらによって課された条約上の義務を履行するにあたっては、資金と専門的人材の不足から国際協力に頼らざるを得ないという状況にある。したがって、障害者の権利条約の履行もその例外ではなく、履行の進捗状況を注視する必要がある。第2に、国内法的には、カンボジアの障害者の権利法は障害者の権利について一応の保障を定めたが、労働法が障害者に関する規定をもたず、国家公務員通則法が障害者の公務就任権に著しい制約を加えているなど、体系的な障害者の権利保障には一層の法整備が必要である。第3に、政策的には、女性省を中心に展開される女性政策においても、社会福祉・退役軍人・青少年更正省を中心に展開される障害者政策においても、女性障害者についての言及は限定的である。

女性障害者に限っていえば、特段の法的保護が行われているわけではない。また、障害者政策においても女性のニーズにもとづいた障害者施策が展開されているわけでもない。しかしながら、第4章において紹介したとおり、アストブリーら限定的な調査によってさえも、カンボジアには女性に対する暴力や人権侵害を許容する文化的背景があり、女性非障害者と女性障害者の間、農村の女性障害者と都市の女性障害者のあいだには、暴力や人権侵害の被害において著しい差異があることが明らかになった。

なお、本稿に残された課題は、女性障害者に対する暴力や人権侵害に対する公的な救済 措置と市民社会による関与について明らかにすることである。 [注] ————

- ¹ Royal Government of Cambodia(1996), (2001), Socio-Economic Development Plan
- ² Royal Government of Cambodia(2014), National Strategic Development Plan
- ³ Disability Action Council (2014), National Disability Strategic Plan
- 4 パリ和平協定の締結にいたる過程,国連によるカンボジア暫定統治および「カンボジア 王国(1993年)憲法について四本(1999)を参照せよ。
- 5 国際人権文書への署名,批准状況につき,以下を参照せよ。

http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/TreatyBodyExternal/Treaty.aspx?CountryID=29& Lang=EN (最終閲覧年月日:2015 年 2 月 23 日)

- 6 アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)は、1992 年の総会決議 48/3 において「アジア太平洋障害者の 10 年」(1993 年~年)を宣言し、2002 年の総会決議 58/4 においてその 10 年間の延長(2003 年~2012 年)を宣言した。
- 7 なお「インチョン戦略」の邦訳として、障害保健福祉研究システムのホームページにアップロードされた日本障害フォーラムによる仮訳

(http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/twg/escap/incheon_strategy121123_j.html#INTRO DUCTION)を参照せよ。(最終閲覧年月日: 2015年2月23日)

- 8 障害者の権利法について、詳しくは四本(2010)、109 頁以下を参照せよ。
- 9 障害者の権利法の内容について、同上書、110 頁以下を参照せよ。
- 10 カンボジアにおけるドメスティック・バイオレンスとその防止法制について,四本 (2007)を参照せよ。
- 11 詳しくは、四本(2004)199 頁以下を参照せよ。
- 12 「四辺形戦略」の概要について,福島(2006)第7章「カンボジアの国家再建計画」を参照せよ。

[参考文献]

〈日本語文献〉

小林昌之編 2010. 『アジア諸国の障害者法』, アジア経済研究所

- ---編 2012. 『アジアの障害者雇用法制-差別禁止と雇用促進-』,アジア経済研究所
- ――編 2015. 『アジアの障害者教育法制―インクルーシブ教育実現の可能性―』, アジア経済研究所

- 福島清介 2006. 『新生カンボジアの展望―クメール・ルージュの虐殺から大メコン圏共存協力の時代〜―』, 日本国際問題研究所
- 四本健二 1999. 『カンボジア憲法論』 勁草書房
- ―― 2004. 「カンボジアにおける社会問題と法―トラフィッキング取締法制の展開を中心 に―」, 天川直子編『カンボジア新時代』, アジア経済研究所, 177-222 頁
- ---- 2010. 「カンボジアにおける障害者の法的権利の確立」,小林昌之編『アジア諸国の 障害者法』アジア経済研究所、93-118 頁

〈外国語文献〉

- Astbury, Jill, Fareen Waji 2013. *Triple Jeopardy: Gender-based violence and human rights violations experienced by women with disabilities in Cambodia*, AusAID, 2013.
 - (http://www.dfat.gov.au/about-us/publications/Documents/triple-jeopardy-working-paper.pdf) (最終閲覧年月日 2015 年 2 月 23 日)
- De Silva de Alwis, Rangita 2010. The Intersections of the CEDAW and CRPD:

 Integrating Women's Rights and Disability Rights into Concrete Action in Four
 Asian Countries, Wellesley Centers for Women.
- Disability Action Council 2014. Strategic National Disability Action Plan, Disability Action Council
- Ministry of Women's Affairs 2009. Five Year Strategic Plan 2009-2013 Neary Rattanak III, Ministry of Women's Affairs
- —— 2014. Five Year Strategic Plan 2009-2013 Neary Rattanak IV, Ministry of Women's Affairs
- Royal Government of Cambodia 1996. Socio-Economic Development Plan, Royal Government of Cambodia
- 2001. Socio-Economic Development Plan, Royal Government of Cambodia
- —— 2014. National Strategic Development Plan (2014 -2018), Royal Government of Cambodia